

薬師寺志光先生の人と業績

安達, 三季生 / ADACHI, Mikio

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Review of law and political sciences / 法学志林

(巻 / Volume)

82

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

95

(終了ページ / End Page)

99

(発行年 / Year)

1985-03

薬師寺志光先生の

人と業績

安達三季生

一 薬師寺先生は、明治二十二年愛媛県吉田町に出生され、県立宇和島中学から第一高等学校を経て東京帝国大学英法科に入学、在学中に独法科に転じて、大正四年卒業。卒業後直ちに司法官試補になり、東京地方裁判所に勤務。翌年裁判所に在職のまま、大学時代の恩師乾政彦博士の推薦によって、政法大学の講師となり、担保物権法を担当された。予備判事を経て大正七年判事となられたが、大正九年乾博士の招聘により、乾法律事務所で弁護士として働くことを決意され、判事を退官。同年乾法律事務所⁽¹⁾に籍をおきつつ政法大学教授に就任され、民法を担当されることになった。大正十二年から昭和二年に至る間ドイツ、フランス・イギリスに留学され、帰国後直ちに法学部主任(学部長)になられた。昭和九年、学位論文「留置権論」により、東京帝国大学より博士の称号が授与された。

薬師寺志光先生の人と業績(安達)

昭和二十一年から二十五年にかけて司法試験委員となられ、昭和二十三年には最初の司法研習所教官として民事弁護を担当された。昭和二十三年から二十八年にかけて政法大学理事に就任され、その後もひきつづいて学識経験者として評議員に就かれた。昭和三十二年から三十四年の間、日本私法学会理事に就任。昭和三十七年政法大学を停年のため退職されたが昭和四十四年まで非常勤講師として大学院で教えられた。後、愛知大学教授を経て、昭和三十九年国学院大学教授となられ、五十四年まで現役の教授として勤務された。なお、政法大学在職中、法律相談部長、体育会柔道部長、吟詠部長を長年にわたってつとめられた。早稲田、上智、神奈川、東洋の各大学で非常勤講師をされたこともある。⁽²⁾

昭和五十九年七月二十三日、急性肺炎のため逝去された。享年九十五歳であった。八月五日、千日谷会堂で盛大に葬儀が営まれ、多数の会葬者が参列した。

二 先生には多くの著書があるが、重要なものとしては、まず、学位論文となった「留置権論」(昭和十年・三省堂)と『日本民法総論』(昭和十三年・巖松堂)がある。後者は戦後大幅に補訂されて『日本民法総論新講上・下』(昭和三十年・明玄書房)の名著となった。さらに借地借家法(大正十二年)、親族法(昭和二十五年)、物権法(昭和三十三年)、債権総論(昭和三十

四年)についてそれぞれ本格的な概説書を出版された。このほか『留置権、動産質権、権利質権(綜合判例研究)』(昭和三十八年)、『民法入門』(昭和四十八年)などがある。

論文も極めて多く枚挙にいとまがない。薬師寺先生米寿記念論文集に紹介されているもので七十五篇ある。その大部分は法政大学在職中に書かれ、『法学志林』に掲載されているが、国学院大学に移られてからも「国学院法学」に少なからぬ論文を発表されている。論文のテーマとしては留置権、質権のほか担保物権に関するものが比較的多いのが目につくが、しかしその範囲は民法全般にわたっており、さらに手形小切手法に関する論文も少なくない。とくに昭和十年から十三年にかけて十三回にわたり、本間博士と共同執筆された『新手形法註解』⁽³⁾は、手形法統一条約にもつく新手形法の最初の本格的研究として、現在でも手形法学者によって引用されている。

先生は若年の頃から判例研究を多数手がけられ、その数は百五十篇を超えている。その範囲も、民法、手形法のみならず、商法全般、民事訴訟法、破産法にまで及んでいる。

三 先生の学風の特徴としては、第一に、先生が大学で独法科を卒業し、長くドイツに留学された影響もあると思われるが、ドイツ法学的な厳密な概念構成と体系的志向をあげることができ、先生は民法全般に精通されたほか、商法・民法にも通

暁されており、特定の民法上の問題を論じるにあたっては、広い視野から捉え、関連する民法上および隣接法領域上の制度と対照し、それとの体系的整合性を重視された。この特色は『留置権論』によく表れている。先生の書かれた概説書においては、議論が綿密で、しかも多彩な論理の展開が見られる。それまでの学者によって気づかれず、あるいは曖昧なままに放置されていた幾多の問題について、これを明確にしようとして新たな問題提起がなされ、同時に、強靱な思考力によって考え抜いて到達された結論が提示されている。この点は、先生の『民法総論新講』の中で随所に見出すことができる。わたくしは最近、復代理に関する先生の議論を読んで大いに教えられる所があった。わたくしは戦後の民法学が、いわゆる概念法学に対する過度の反感から、体系的と厳密な論理構成の必要性を軽視する傾向にあることを遺憾に思うものであるが、この点で先生の学問的業績は今後一層見直される必要があると考えている。

第二の特色としてあげべきことは、先生が、裁判官としての実務の経験をもちまた退官後も弁護士として実務に携わられたことも関係するが、先生は実際問題に関心をもたれ、判例研究に多大の力を傾注されたことである。先生は裁判官であった頃、裁判所の倉庫に保管されていた幾多の訴訟記録を読ん得益する所が多かったと自ら述べておられる。そして先生の論文

は判例研究を機縁にして考えつかれたものが少なくなかったようである。なお、先生は弁護士としての活動においては和解による解決をもっとも嫌われたそうであり、経済的、金銭的なことは意に介されなかつたという⁽⁵⁾。先生にあっては、弁護士の仕事は法律学修練のための手段であり、自己の学説を実現するための実践の場であつたのであろう。

さて、先生の学風の第一と第二の特色、すなわち実務に対する関心と厳密な論理性と体系性の重視とを統一するための方法論として、先生には独自の論的法解釈の主張があつた。これは先生の論文「法の解釈に関する法哲学的考察」・昭和三〇年）において明確に示されている⁽⁶⁾。この論文では、あるべき法である「正法」と現実に成立している「実定法」との関係に類似した関係として、「実定法のあるべき解釈」と「判決」との関係をとらえつつ、これらが相互に緊張関係を保ちつつ一つの全体的な構造を示すことが指摘されている。また、先生は、新進気鋭であられた頃の意欲的な論文「法律静学から法律動学へ」(昭和三年)⁽⁷⁾において、O・シュペングラーの所説を参照しつつ、現行の民法の概念がローマ法の古い概念に依拠しており、新たに生起している法現象の把握に必ずしも適合してないこと述べ、現代法律学の課題として、現実にも則した新たな概念と体系が必要であることを主張された。このような課題を追求

しようとする野心が、先生の絶えることのない法律学への情熱の根底にあつたと思われる。そしてこれが同時に、実務に対する関心と法律学における論理的厳密性および体系性への志向を統合する基盤であつたと思われる。

このようにして、先生の法律学は現実社会から遊離して概念の精緻と論理的整合性のみを追求することに安住したものではない。社会の現実をふまえた新しい理論と体系を旨ざしつつ、緊張感を内にはらんでいるところに薬師寺法学の真骨頂がある。古い概念と体系を墨守することを欲せず、かといってこれを単に打ちくずすだけでなく、これに代わるべき新たなものを絶えず追求するという意味で、いわば創造的な概念法学を志向されたといつてよいのではなからうか。

四 先生は六尺を超える堂々たる体軀に恵まれ、その日本人離れした整った容貌は、厳しい学問によって鍛えられたと思われる意志的な表情をたたえておられ、上体を真直ぐに伸ばし、真正面を向かつて歩まれる姿には威厳があつた。先生の大学での授業態度については、先生の戦前からの親しい同僚であつた佐瀬昌三博士は「何時も学生の受講姿勢や時代の風潮に係りなく、超然として悠々時間通りに講義して帰られる。しかしそれは「学識の深さと学びへの厳格さからであつて、その裏に秘められた先生の滋味豊かな風格には私淑する学生も多かつ

「と評されている。(8) 学問的には極めて厳しかった先生が滋味豊かな人柄であり、多くの教え子から慈父のごとく慕われていた。様子は、米寿を記念して出版された論文集に収められた多くの教え子たちの随筆から如実に知ることができる。先生は、学年末試験の成績優秀者に、自著を褒美として贈呈されていた(9) という。先生の恩師や先輩に対する厚い情誼は『留置権論』の序文の感動的な文章の中にあらわれている。この書物は法政大学の故松室致総長の霊に捧げられている。先生は、田中耕太郎、安倍能成、真野毅など立派な友人に恵まれた方であったが、その交友関係における友情の厚さは、田中耕太郎博士の追悼論集に収められた、真情胸をうつ先生の文章に見ることができ(10) る。先生は同級生であった田中博士をそのファンであると自認して敬愛されていた。戦後の先生の同僚として、また年下の友人として永く親交の深かった中村哲前総長がその弔辞の中で、「先生はその人格識見ながら旧制高校生の面目躍如、俗事は大学管理を含めて無関心、一たび法律論議となれば、やや独創的見解をもって談論風発、先輩も後輩も弟子もなく……」と述べられたのは、先生のお人柄の本質を鋭くとらえた言葉と思われる。

五 先生は、法政大学が大正十年、大学令による大学として新たに発足したときの最初の専任教授の数人のうちの一人となられ、爾後四十数年にわたって法政大学に奉職され、その間法

政大学を象徴する存在であった。多くの同僚教授が法政大学を腰かけにして官学に移っていき、そして先生にも何度か官学からの引き抜きの手が差し伸べられたが、先生はこれを断り、私学としての法政大学での子弟の養成に天職を見出されたのであった。

先生は、戦後、大内兵衛総長に要請されて理事に就任された時、私学の憲法ともいべき寄付行為の改正に尽力され、その後の法政大学の民主的な発展に貢献された。先生に法政大学総長になってもらいたいという声は校友の諸氏の間にもあり、また現に、小田切秀雄総長代行から新総長への就任を懇望された我妻栄博士が、これを固辞するにあたって、学内で総長になるべき人があるとして、薬師寺先生の名をあげられたということである。しかし、学内政治にも行政にも恬淡として、学者の道を一筋に歩んでおられた先生からは、その種の話は自ら遠ざかっていった。

昭和三十七年、法政大学で停年制が施行され、先生はその適用の第一号として退職されたが、壯者を凌ぐ気力と自信をもっておられた先生にとって、それは不本意なことであったかも知れない。当時わたくしはまだ新米の助教授として教授会の末席に連なっていたが、教授会の席上で先生が、自分は法政大学で一生働き、骨を埋めるつもりであった、と心情を吐露されたの

に胸を打たれたのを思い出す。

六 先生は、法政大学とともに歩み、その発展を自己の課題として担って来られた。そしてその御姿の如くに真直ぐに、ひたすら学問の道に励まれ、わが国の代表的な民法学者の一人として輝かしい業績を残された。中村前総長が、その弔辞の冒頭で、心からの敬愛の情をこめて先生の生涯を「わが国の法学界において、ひとりわが道をゆくとして長寿を全うされた薬師寺志光先生のうらやましき生涯」と述べられたのに対し、わたくしは深い共感を覚える。

訪へば留守 ただ松虫の 鳴くばかり

これは、先生が北軽井沢の安倍能成博士の別荘を訪ねた時に作られた句であるが、先生はこれを故田中耕太郎博士のための追悼論集所掲の文章の末尾に、別離の悲しみを表すために引用されている。しみじみとした哀感とともに、先生のさわやかな人柄を思い起こさせるこの句を、この拙い文章のしめくくりとして、今は亡き先生に対する追慕の気持ちを託して引用させて頂く。

- (1) 学部長制は昭和六年から採用され、それまでの法学部主任が法学部長になった。法政大学百年史（昭和五五年）四〇三頁参照。
- (2) 略歴については、おもに薬師寺先生米寿記念論文集「民

薬師寺志光先生の人と業績（安達）

事法学の諸問題」（昭和五二年総合労働研究所）四四〇頁以下によった。

- (3) 志林三七巻三号より四〇巻八号まで。一条から一六条までがとりあげられている。
- (4) 前出の米寿記念論文集所収の略歴参照。
- (5) 戸ヶ崎浩司「顧問としての薬師寺先生」（前出米寿記念論文集四一九頁所収）。
- (6) 志林五十二巻三・四合併号一頁。
- (7) 志林十三巻六号九一頁。
- (8) 佐瀬昌三「薬師寺志光教授の米寿の祝に想う」（前出米寿記念論文集四〇六頁）。
- (9) 先生の教え子の一人である青木宗也現総長が、弔辞の中で言及された。
- (10) 薬師寺「田中君の思い出」鈴木竹雄編「田中耕太郎・人と業績」（昭和五二年有斐閣）二二三頁以下。
- (11) 前出法政大学百年史二七一頁参照。
- (12) 前出註8所掲の佐瀬氏の文章参照。

（本稿は、雑誌「法政」一九八四年十月号所収の安達「薬師寺志光先生の人と業績」に若干の補正を加えたものである）